

高松市点字図書給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する点字図書給付事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 点字図書の給付を受けることができる者は、主に点字により情報の入手を行っている視覚障害者等であつて、市内に住所を有するものとする。

(給付対象となる点字図書)

第3条 給付対象となる点字図書は、定期刊行されている雑誌以外の図書とする。

(給付の限度)

第4条 点字図書の給付は、対象者1人につき年間6タイトルかつ24巻を限度とする。

(給付の申請等)

第5条 点字図書の給付を受けようとする者は、高松市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年10月1日施行）に規定する高松市重度障害者日常生活用具給付申請書に点字図書を発行することができる出版施設（以下「出版施設」という。）が発行した点字図書発行証明書（様式第1号。以下「証明書」という。）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、点字図書の給付を決定したときは、証明書の給付決定欄に押印し、当該申請をした者に交付するものとする。

(点字図書の発行)

第6条 前条第2項の規定による証明書の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該証明書と引き換えに、出版施設から点字図書の引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 前条の場合において、受給者は、引渡しに係る点字図書と同一のタイ

トルの図書的一般購入価格に相当する額（以下「費用負担額」という。）を直接出版施設に支払わなければならない。

2 市長は、出版施設からの請求に基づき、点字図書価格から費用負担額を控除した額を出版施設に支払うものとする。

（日常生活用具給付事業の制度の適用）

第8条 一の月における費用負担額の算定の特例に関しては、高松市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱第6条の規定の例による。

（台帳の整備）

第9条 市長は、受給者の点字図書の受給状況を把握するため、点字図書給付台帳（様式第2号）を整備するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

点字図書発行証明書

給付対象者

氏名

給付申請者

氏名

住所

電話番号

給付申請図書

図書名

出版施設名

印

巻数

価格

費用負担額

公費負担額

給付

上記の点字図書を給付します。

高松市長

印

様式第2号（第9条関係）

点字図書給付台帳

氏名						
給付申請者						
給付対象者						
住所						
電話番号						
障害名・等級						
年月日	給付図書	巻数	出版施設	価格	費用負担額	公費負担額
		巻		円	円	円